

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年1月22日

相模原市長 本村賢太郎

相模原市条例第1号

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例等の一部を改正する条例

(昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の一部改正)

第1条 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例(平成元年相模原市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第243条の2の2」を「第243条の2の8」に改める。

(相模原市下水道事業の設置等に関する条例及び相模原市簡易水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 次に掲げる条例の規定中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

(1) 相模原市下水道事業の設置等に関する条例(平成24年相模原市条例第91号)第8条

(2) 相模原市簡易水道事業の設置等に関する条例(令和元年相模原市条例第38号)第8条

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。